

NGO側の議題案に対する回答要領
(平成17年度第2回 ODA 政策協議会関連)

平成17年11月
民間援助支援室

① ODAの拡充について

質問1 2006年度のODA予算は増額されるのか。それとも全体ではシーリング内だが、対アフリカ援助が例外扱いになるのか。

回答：「構造改革と経済財政の基本方針2005（通称「骨太の方針 第5弾」）」において、ODA「事業量」の戦略的拡充が明記され、シーリングにおいても、その表現が踏襲され、「国際社会への対応」は重点配分の課題のひとつとされました。これを踏まえ、外務省は、来年度概算要求において、前年度11.9%増の5463億円（H17：4881億円）の要求を行い、現在、財政当局と協議中です。なお、予算要求は国・地域単位ではなく、スキーム別に行っていますが、感染症対策や平和の定着の推進等アフリカの問題を十分念頭においたメリハリのある要求を行っています。

質問2 「増額」される100億ドルにはイラク「復興」援助が含まれるのか、それともイラクは別枠か。

回答：G8サミットに際し、小泉総理より「今後5年間のODA事業量について、2004年度実績をベースとする額を比較して、100億ドルの積み増しを目指す」旨、表明しました。現時点で100億ドルの内訳は決めておらず、債務救済・円借款・贈与等を組み合わせて積み上げていくこととなります。35億ドルの円借款を含む対イラク復興支援は、2005年以降のODA事業量の一部を構成することとなります。

質問3 9月の町村国連演説でいう国連拠出金分担率の「見直し」（「加盟国の地位と責任を適切に考慮」）の動向は、対アフリカODA倍増方針などとリンクするか。例えば国際機関を通じた援助分（2003年実績25億ドル）がシフトされるとか。

回答：対アフリカODA倍増は①サブサハラ・アフリカに対する二国間ODA実績、及び②アフリカ全体に対する二国間ODAとアフリカ開銀への拠出金を倍増しようというもの。したがって、マルチの国連拠出金分担率の見直しと、基本的に二国間援助の対アフリカODA倍増は直接的にはリンクしません。

②ODAの質と評価

質問1 最近、政府はODA増額をそれぞれ国際会議や責任ある会合で約束しているが、それに伴う「ODA供与」の対象や優先順位、人員の配置や、アカウンタビリティの確保、プロセスの透明性を確保する、などの〈質〉の点について改善計画をもっているのか。

回答：先に述べた骨太の方針第5弾においても、ODA事業量の拡充が述べられており、同時に、評価や効率性等についても重要な指針が得られました。これを踏まえ、効率的なODAの執行に向けた改善に取り組めます。具体的には、ODA戦略会議に対し、11月末～12月初旬に「点検と改善」として、現在までの取組について確認し、更に戦略的に効率的にODAを執り行えるような方法について提言した報告書を提出する予定です。

質問2 一部マスメディアで無償資金協力の評価の改革が行われるという趣旨の報道が行われている。「社説：無償援助改革 事後評価は第一歩と心得よ」『毎日新聞』（2005年9月13日(火)) 報道のように評価の方針の変更は検討されているのかどうか。

回答：わが国としてODA事業量の拡大を目指す方針である中、質についてもより充実した援助を行うことが急務となっています。外務省としては、従来実施していた政策やプログラム・レベルの事後評価に加えて、無償資金協力による個別のプロジェクトに対する事後評価を行い、過去の教訓を将来の案件形成・実施に生かしていくプロジェクト・マネジメント・サイクルを確立する方針です。詳細については、別添の記事（「国際開発ジャーナル」10月号9頁）をご参照下さい。

質問3 無償資金協力実施適正会議の役割、運用方法についての変更はあるのか？

回答：無償資金協力実施適正会議に対しては、本件評価の結果を紹介し、意見を求める予定ですが、無償資金協力の適正な実施と透明性の向上を目的としている会議の役割、運用方法に変更はありません。

③国連特別首脳会議成果文書の分析と、MDGの目標8報告書の評価

質問1 今年9月の国連特別首脳会議において、成果文書に対して日本が果たした役割についての分析と役割（特に「開発」部分）。

回答：

- 我が方としては、国連創設60周年の機会に、我が国の小泉総理をはじめ世界の首脳が成果文書を採択し、開発の問題や国連改革等について方向性を示したことは意義深いと考えております。
- 特に、開発については、今回の文書では、過去の諸合意を踏まえ、先進国及び開発途上国が努力すべき目標についてバランスの取れた記述がなされていると考えております。また、我が国は、MDGsをはじめとした国際的に合意された開発目標の達成のために、単に開発資金量を増大させるだけでは十分ではなく、援助の質の向上も重要と考えております。さらに、成果文書において、我が国の重視する開発途上国のオーナーシップ、先進国とのパートナーシップ、経済成長や民間部門の重要性、グッドガバナンス・健全な経済政策・民主主義の重要性、貿易や投資の増大の必要性、農業開発への取組の必要性が強調されている他、南南協力の可能性も強調されており、また持続可能な開発については、京都議定書や防災に関する「兵庫行動枠組」をはじめとする我が国のイニシアティブ及び今後の取組の必要性等が言及されています。成果文書の交渉を通じて、我が国は、こうした点を主張し、議論に貢献してきましたが、これらが成果文書に反映されたことは、開発に関する我が国の考え方と合致するものとして評価しています。
- なお、成果文書の「人権と法の支配」部分に、我が国が国際社会に推進している「人間の安全保障」の文言が含まれました。「人間の安全保障」の文言が国連総会の発出文書で言及されるのは、今回が初めてとなります。今後、この概念について、国連総会の場で議論し、定義付けを行うこととなっており、我が国がこれまで行ってきた外交努力の成果であり、意義深いことであると考えております。

質問2 成果文書で提案されている「平和構築委員会」のあり方について。

回答：

- 平和構築委員会は、紛争後の平和構築と復興のための統合された戦略を助言・提案することを目的とする政府間諮問機関として、今次首脳会合の成果文書で設立が決定されました。
- 平和構築委員会の設立は、我が国が提唱してきた人道・復興支援を切れ目なく実行して平和の構築を目指す「平和の定着」構想とも軌を一にするものであり、我が国としてもこれを歓迎しています。

- 平和構築委員会の構成等の詳細について、現在加盟国間で議論が行われていますが、我が国としては、委員会が早期に活動を開始できるよう、その議論にも引き続き積極的に参加をしていく考えであります。

質問3 MDGs 目標8に関する報告書の評価と今後の方針

回答：

- MDGsの目標8は、主に先進国が取り組むべき指標を取りまとめたものです。目標8に関する取組状況については、特に報告義務が課せられているものではありません。他方、我が国は、1990年代を通じて世界最大のドナーとして全世界のODAの20%を担うなど、開発問題に積極的に取り組んできており、そうした点を踏まえ、ODAのみならず、貿易・投資、債務救済など、目標8に関連する項目に沿って、我が国のこれまでの貢献を包括的に取りまとめて報告書として発表しました。なお、現在までに、英国、ドイツ、北欧諸国などが同様の報告書を発表していますが、すべての先進国がこのような報告書を作成しているわけではありません。
- 目標8に関する報告書は、ミレニアム宣言に関する中間レビューが行われた今次国連特別首脳会合の機会に発表しました。国連内で配布したほか、各国の外務省や国連常駐代表部、在京大使館などに広く配布することにより、MDGs達成に向けた我が国の貢献を包括的に、かつ、効果的にアピールすることができたものと考えます。
- 一方、報告書を見れば分かるとおり、ODA実績については近年漸減傾向にあり、対GNI比も1990年の0.31%から、2003年には0.20%まで低下するなど、取組を強化すべき点があることも事実です。今後は、アジア・アフリカ首脳会議、G8グレンイーグルズ・サミット等で表明した我が国としての貢献策を着実に実施し、国際社会の責任ある一員としてMDGs達成に一層貢献していく考えであります。

(了)